

熊本県における国民健康保険の 現況等について

1 国民健康保険制度について

2 本県の現況

1 国民健康保険制度について

H30国保制度改革の概要

「改革前」市町村が個別に運営

(国保が抱える構造的な課題)

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・所得水準が低く、保険料負担が重い
- ・決算補填目的の一般会計からの法定外繰入れ
- ・小規模保険者が多い

H30から国保制度改革が実施

改革の二本柱

1 国の財政支援の拡充

毎年3400億円の公費支援（全国ベース）

2 県が国保運営の中心的役割

納付金・交付金の仕組みの導入、国保運営方針の策定

「改革後」県と市町村の共同運営

H30~

財政規模が大きくなる
市町村同士の支え合いの
視点が加わる

国保財政の安定化

将来的には

本県では
令和12年度から統一予定

保険料水準の統一

同じ所得で、同じ年齢層・世帯構成であれば、県内どの市町村でも同じ負担

1 国民健康保険制度について

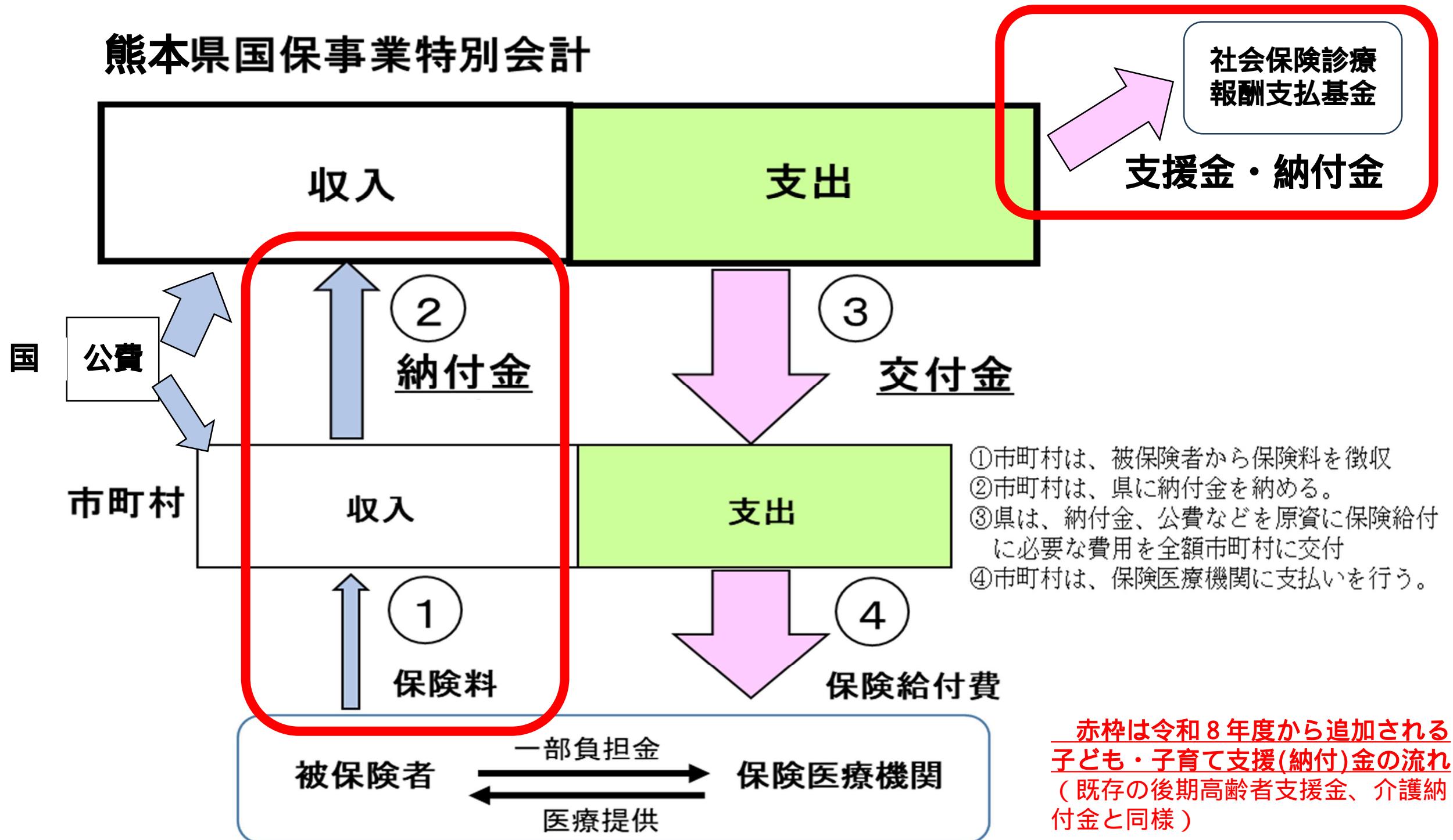
県と市町村の役割分担

改革の方向性		
1 運営の在り方 (総論)	<p>都道府県が、管内の市町村とともに、国保の運営を担う。</p> <p>都道府県が、<u>財政運営の責任主体</u>となり、<u>安定的な財政運営や効率的な事業運営等の中心的な役割</u>を担い、<u>制度を安定化</u>。</p> <p>都道府県が、<u>統一的な運営方針</u>として「<u>国保運営方針</u>」を示し、<u>市町村が担う事務の効率化、標準化及び広域化を推進</u>。</p>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2 財政運営	<p><u>財政運営の責任主体</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとの<u>国保事業費納付金を決定</u> 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3 資格管理	<ul style="list-style-type: none"> 国保運営方針に基づき、<u>事務の標準化、広域化を推進</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と身近な関係の中、<u>資格を管理(被保険者証等の発行等)</u>
4 保険料の決定 賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> <u>標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</u> <u>個々の事情に応じた賦課・徴収</u>
5 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に支払い</u> 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> <u>保険給付の決定</u> <u>個々の事情に応じた窓口負担減免等</u>
6 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、<u>必要な助言・支援</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u>

1 国民健康保険制度について

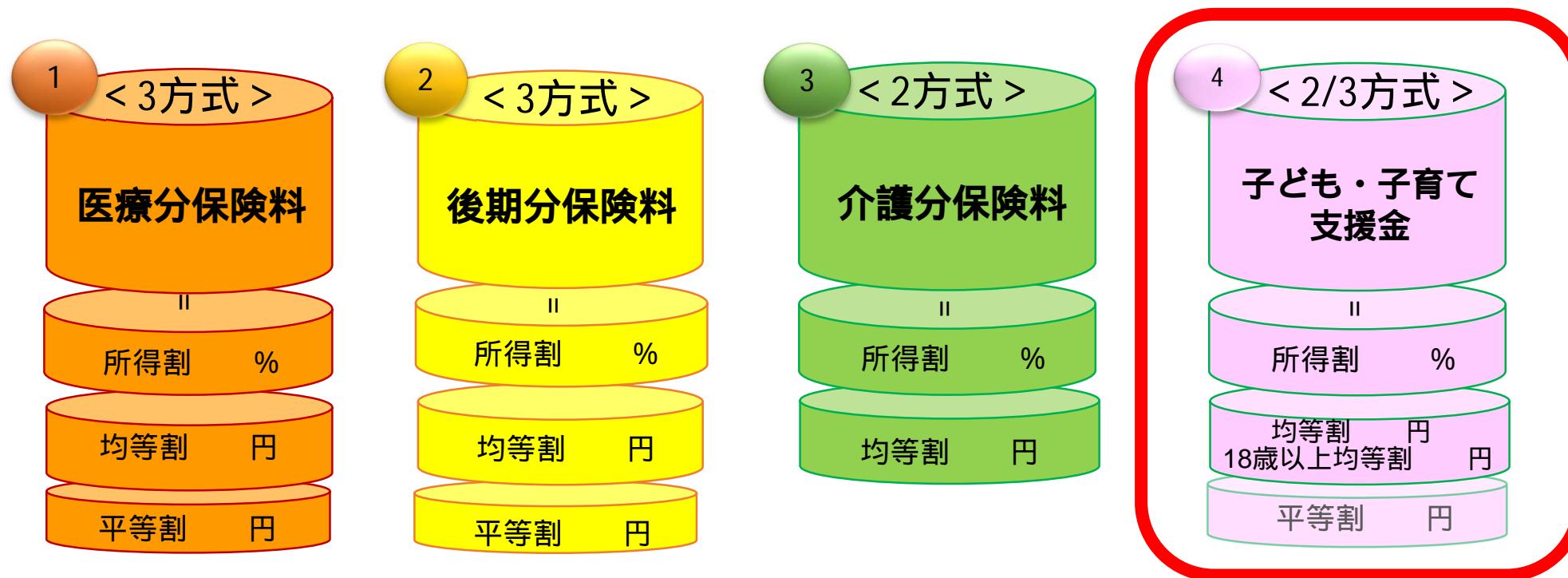
財政の仕組み

納付金・交付金の仕組みが新たに導入され、県に特別会計を設置



1 国民健康保険制度について

保険料(税)の構成



応能割	<ul style="list-style-type: none"> 所得割 所得に応じて算定 資産割 資産に応じて算定(本県では未採用)
応益割	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 人数に応じて(1人当たり)算定 平等割 世帯に応じて(1世帯当たり)算定

↑
令和8年度から追加

4方式：所得割・資産割・均等割・平等割

3方式：所得割・均等割・平等割、

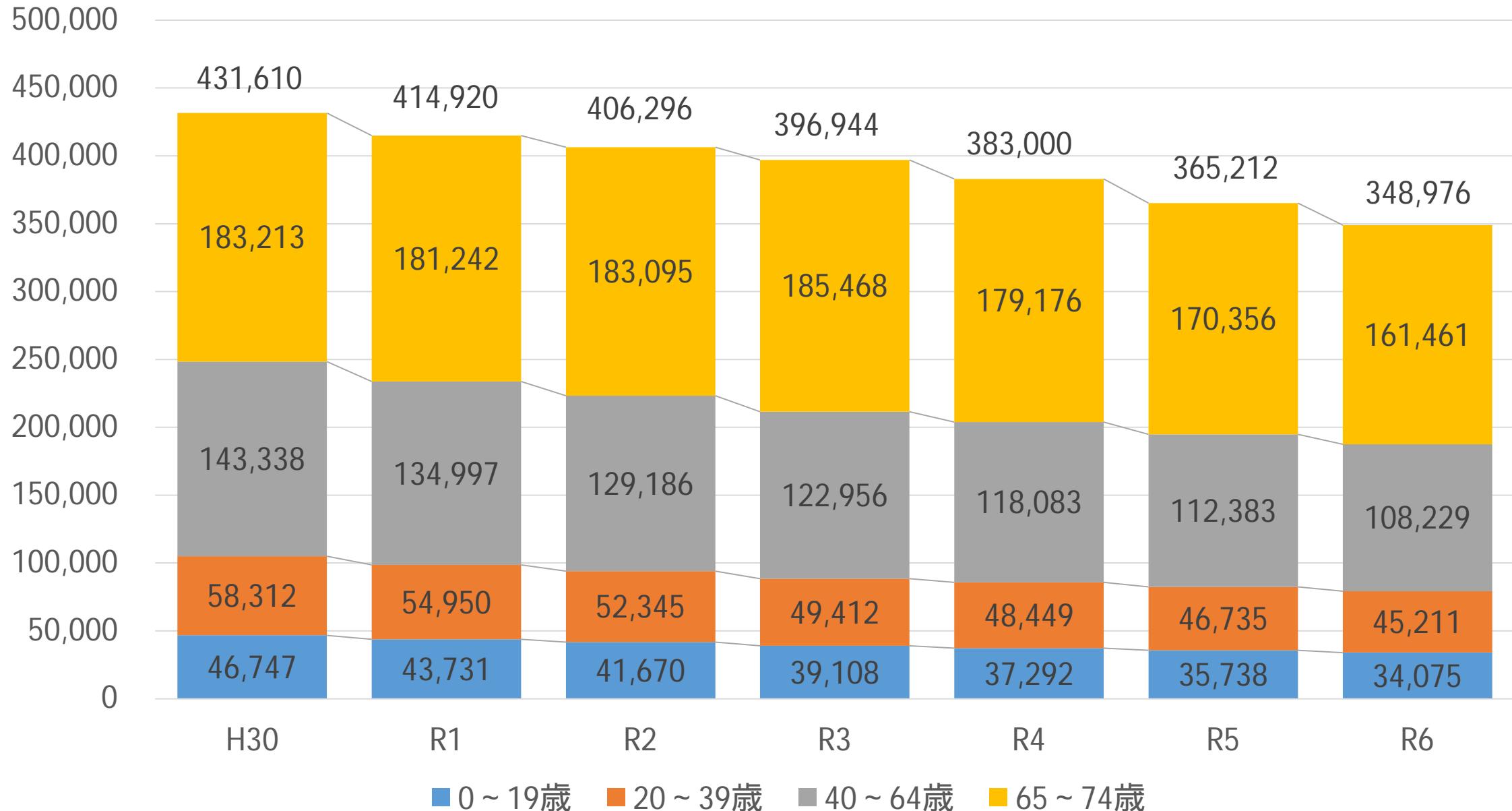
2方式：所得割・均等割

令和7年度時点において、一部市町村では介護分保険料を3方式で賦課している

2 本県の現況

被保険者数

各年度の9月末時点における
県内の国保被保険者数【単位：人】
(R6は速報値)

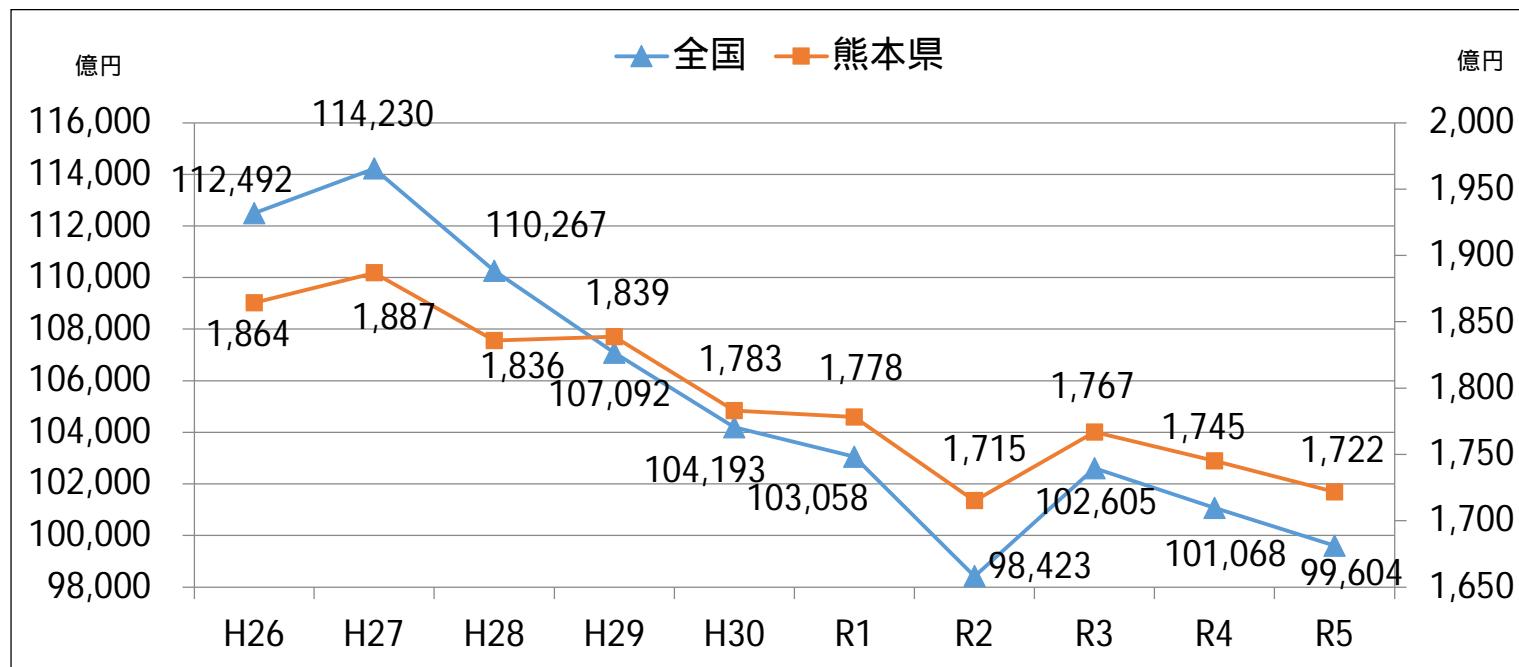


(出典) 国民健康保険実態調査報告 (厚生労働省)

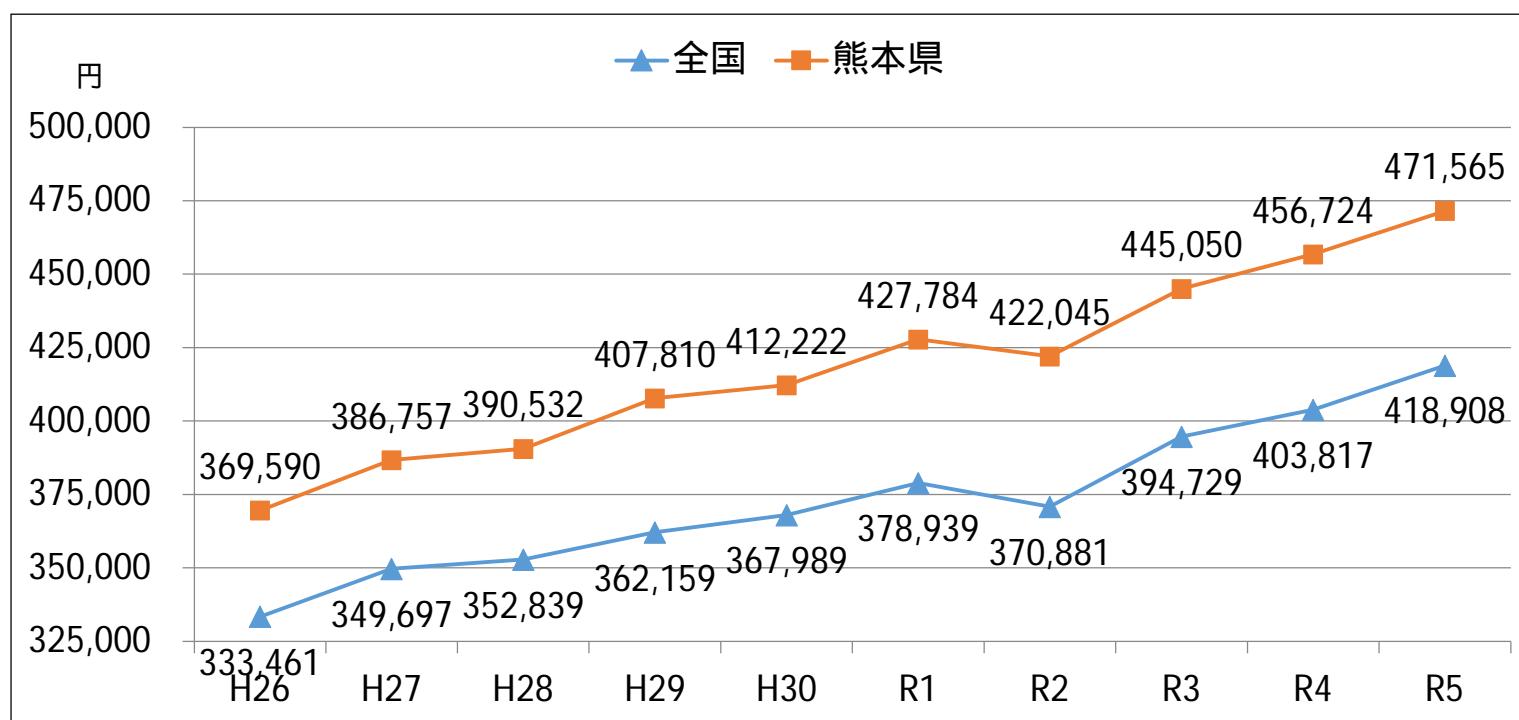
2 本県の現況

医療費

(1) 国保における医療費の推移



(2) 国保における一人当たり医療費の推移

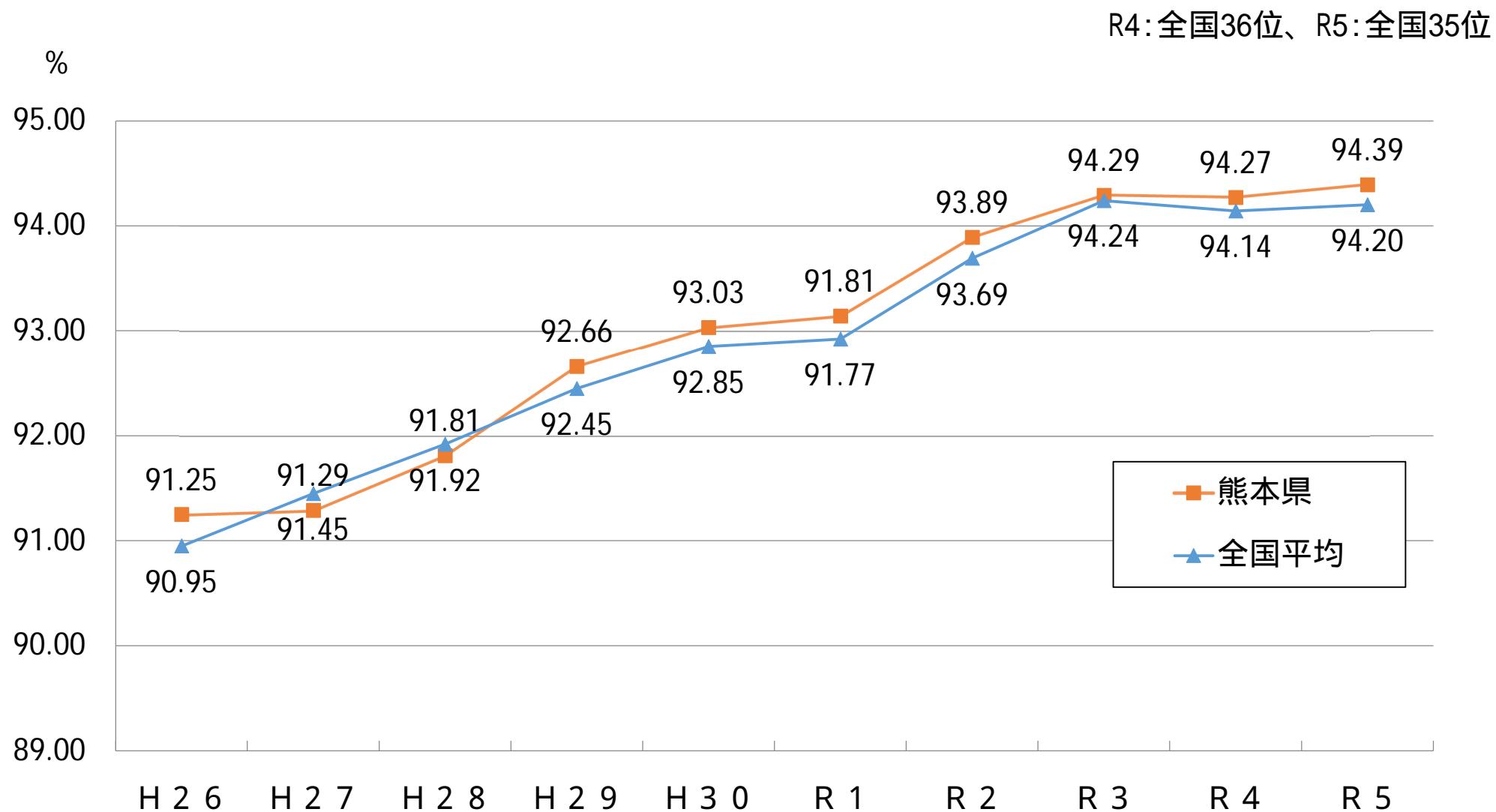


医療費を年間平均被保険者数で除して算出。

(出典)
国民健康保険事業年報
(厚生労働省)
熊本県国民健康保険事業
状況報告書

2 本県の現況

保険料（税）収納率

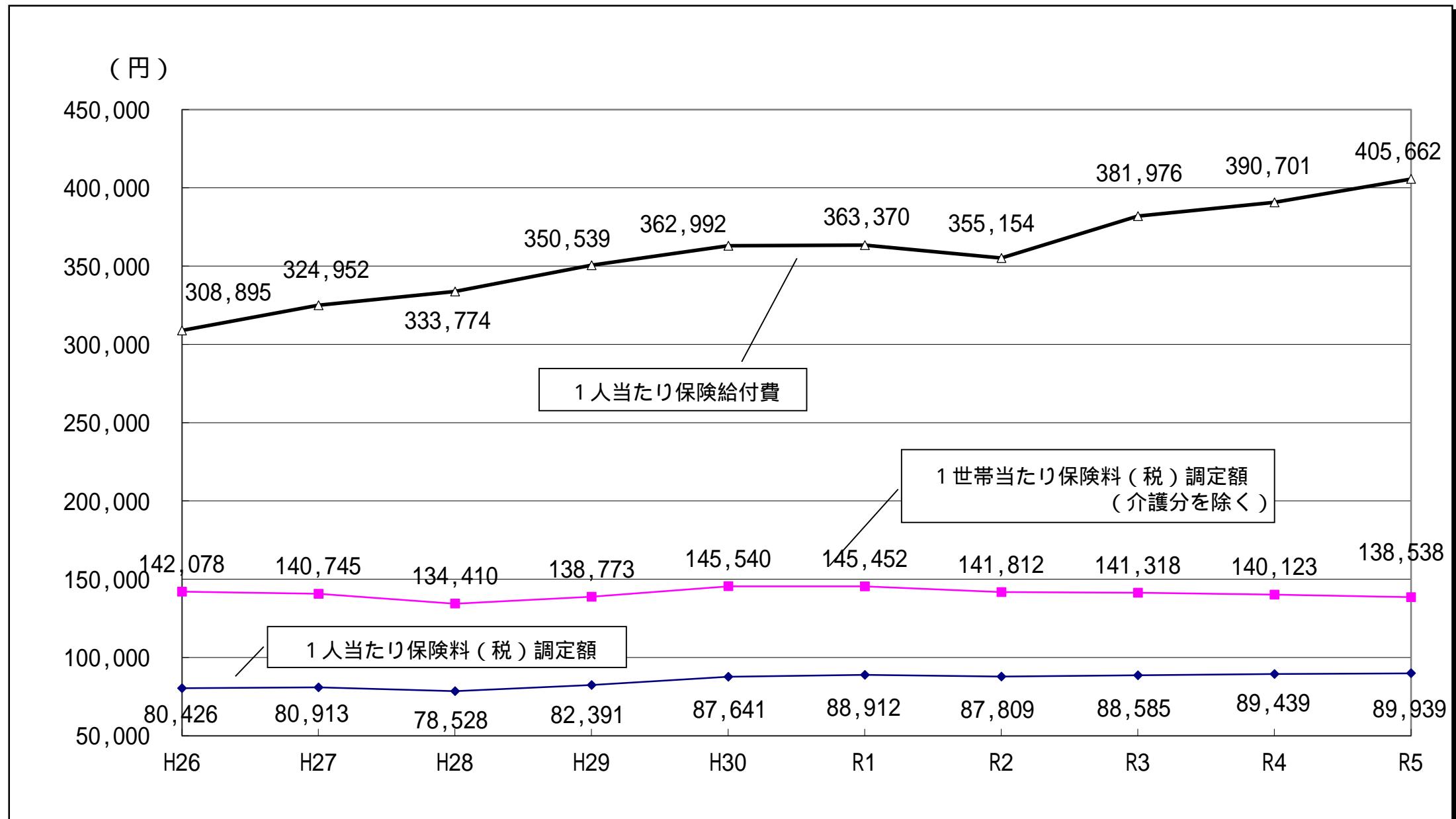


(出典)

国民健康保険事業年報（厚生労働省）
熊本県国民健康保険事業状況報告書

2 本県の現況

本県の保険料(税)調定額及び1人当たり保険給付費



(出典)
熊本県国民健康保険事業状況報告書

他制度との比較

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 (被保険者2,480万人 被扶養者1,464万人)	2,820万人 (被保険者1,655万人 被扶養者1,165万人)	982万人 (被保険者574万人 被扶養者409万人)	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65~74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和4年度)	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和4年度)	96万円 (一世帯当たり 143万円)	175万円 (一世帯当たり(※3) 279万円)	245万円 (一世帯当たり(※3) 418万円)	246万円 (一世帯当たり(※3) 430万円)	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度)(※4) <事業主負担込>	9.1万円 (一世帯当たり 13.6万円)	12.5万円 <25.1万円> (被保険者一人当たり 20.0万円 <39.9万円>)	13.9万円 <30.4万円> (被保険者一人当たり 23.7万円 <51.9万円>)	14.4万円 <28.7万円> (被保険者一人当たり 25.3万円 <50.5万円>)	7.9万円
保険料負担率	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)		9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和4年度税制に基づき算出)。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(出典) 令和6年度全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料(厚生労働省)

